

# 令和7年度 PTA総会

## 〈議案書〉

第1号議案	令和6年度	PTA活動報告
第2号議案	令和6年度	PTA会計決算報告
第3号議案	令和6年度	PTA会計監査報告
第4号議案	令和7年度	PTA活動計画（案）
第5号議案	令和7年度	PTA会計予算（案）
第6号議案	PTA規約一部改正案	

※参考資料：規約改訂案（修正箇所明示）

### ※決議の方法

決議書の内容をご確認いただき、反対の方は6月25日午後5時までに別途案内のGoogleフォームよりご回答ください。

回答がない場合は、賛成票としてカウントいたします。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
役員・各部・各委員 共通	・顔合わせ会 ・運営委員初顔合わせ ・第1回運営委員会		・PTA定期総会	・第2回運営委員会		・第3回運営委員会		・4回運営委員会		・第5回運営委員会		
役員会	・第1回役員会 ・本校入学式 ・小P連会長会 ・1年生PTA活動決め ・住区住民会議連絡協議会	・歓迎会 ・第2回役員会 ・小P連全体研修会・総会報告会・歓迎会 ・住区住民会議総会 ・学校開放運営委員会 ・運動会お手伝い	・第3回役員会 ・学校開放運営委員会 ・住区住民会議 ・前期あいさつ運動 ・道徳授業地区公開講座 ・学校評議会	・PTA会費徴収 ・小P連部会別ブロック研修会 ・青少年委員の意見交換会会長会 ・住区住民会議連絡協議会	・小P連スポーツ交流会	・第4回役員会 ・小P連意見交換会 ・会長会 ・住区住民会議連絡協議会	・第5回役員会 ・住区住民会議連絡協議会 ・小P連スポーツ交流会 ・区民まつり ・小P連意見交換会 ・学校開放地区連絡会 ・後期あいさつ運動	・住区住民会議連絡協議会 ・住区住民会議連絡協議会 ・小P連スポーツ交流会 ・住区クリスマスイベント ・学習発表会 ・123周年イベント募集チラシ配布	・第6回役員会 ・住区住民会議連絡協議会 ・住区クリスマスイベント ・学習発表会 ・123周年イベント募集チラシ配布	・123周年イベント町内会長あいさつ回り ・臨時役員会 ・小P連会長会 ・学校開放運営委員長会議	・第7回役員会 ・小P連会長会 ・第2回学校開放運営委員会 ・住区住民会議新年会	・学校公開受付 ・123周年イベント集金 ・住区餅つき手伝い ・学校開放利用調整会議(4月分) ・住区住民会議連絡協議会 ・小P連会長会 ・中目黒小123周年イベント ・卒業式
学年委員会	・顔合わせ会 ・引き継ぎ ・各クラス茶話会日程調整	・学年代表打ち合わせ ・kintone勉強会 ・ベルマーク年次方針検討 ・離任式・歓迎会お手伝い ・各クラス茶話会の準備・実施(1学期中) ・茶話会実施	・ベルマーク前期(回収、仕分け) ・茶話会実施	・ベルマーク前期(仕分け、発送) ・ベルマーク日より作成、PTA公式LINE送付 ・給食試食会		・給食試食会アンケートまとめ ・後期ベルマーク作業準備 ・ベルマーク回収日のお知らせ配布 ・ベルマークポケット設置 ・クラスLINEでのPTAアンケートリマインド		・ベルマーク後期(回収、仕分け)	・ベルマーク作業終了 ・来年度予算確認	・次年度PTA活動決め ・次年度PTA活動希望届アンケート調整 ・フォーマット調整	・はなまるポイント表メンテナンス ・次年度PTA活動希望届アンケート実施 ・卒対委員サポート(6年) ・PTA室掃除	・2-6年活動決めお便り配布、PTA公式LINE配信 ・保護者会準備
卒業対策委員会		・前年度からの引き継ぎ、役割分担	・卒対からののお知らせを配信 ・同窓会メンバーとの打ち合わせ ・卒業パーティー会場確保	・卒業アルバム個人写真撮影サポート ・卒業記念品選定 ・見積もりより集金額算定		・アルバム代振込 ・同窓会名簿登録のお知らせ配布 ・記念品の発注、入金 ・アルバム写真の選定 ・卒業イベントの内容決め	・振込締切、未納者への催促 ・卒業写真撮影サポート	・卒業写真の選定、入れ替え ・記念品購入準備 ・卒対からののお知らせ配信	・卒業アルバム写真確定		・卒業パーティー参加者確定 ・同窓会会費徴収	・アルバム、記念品の袋詰め
広報部	・顔合わせ ・部内連絡網作成(LINE) ・【キックオフ】年間発行号数役割分担打ち合わせ	・春号発行、配布作業(前年度チーム)	・「運動会号」作成、配布				・全校フェスタ撮影 ・新デジタル媒体の検討	・新デジタル媒体の検討	・新デジタル媒体の検討			・総振り返り号発行 ・次年度「先生紹介号」準備
校外活動部	・引継ぎ ・「校外班編成お知らせ」、「中目黒小学校安全マップ」、「校外班のお願い」、「子ども110番の家」配布 ・校外班編成	・危険箇所ヒアリング		・夏休み行事日程表作成			・校外班の見直し要望の収集 ・要望の検証と申請	・校外班の変更希望ヒアリング ・来年度の世話人選出依頼 ・安全マップの作成	・新生世話人選出	・新入生説明会 ・新生世話人説明会 ・安全マップ作成・入稿	・各校外班の名簿回収	
推薦委員会			・6/22引継ぎ		・四役会議開催 ・候補者推薦用紙、オンライン候補者推薦フォーム作成	・第1回推薦委員会開催	・「次年度PTA役員候補者選出のお願い」作成・ホームスク配信	・PTA役員候補者の選定と調整	・PTA役員候補者の選定と調整	・運営委員会にて次年度役員候補者リスト承認	・次年度PTA役員公表	・経費精算
学習サポート委員会		・第1回ミーティング(オンラインの予定) ・役員会からの連絡事項の伝達 ・企画内容決定 ・担当決め ・その他	・企画内容(漢検、算検等) ・6月末漢検実施のお知らせ配布			・漢検申し込み集金 ・漢検申し込みデータ取りまとめ					・引継ぎ資料整理 ・反省会	・Kintone内の書類の整理

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
家庭教育学級委員会	・委員打ち合わせ ・目黒区生涯教育課との打ち合わせ日程調整	・目黒区生涯教育課との打ち合わせ ・年間計画策定	・講演会実施に向けた詳細計画策定 ・講師候補者出し	・区への契約書提出 ・講師選定 ・講演タイトル決定 ・校長先生、副校長先生と相談 ・区への実施計画書作成 ・スケジュール作成		・PTA公式LINEでの開催案内 ・出欠回収 ・動画撮影、Youtube配信準備	・家庭教育学級「たけのこ座」のご案内お手紙配布/PTA公式LINE配布	・家庭教育講座「たけのこ座」開催 ・動画配信	・参加者アンケート実施 ・録画版の配信	・参加者アンケート集計 ・目黒区生涯教育課への実施報告	・引き継ぎ資料作成		
子ども教室委員会	・講座チラシの印刷、配布 ・PTA公式LINEにて講座案内の配信（必要に応じてリマインドや追加募集案内の配信） ・学校施設利用届の提出 ・お手伝い曜日希望アンケート作成 ・お手伝い該当者へのお手紙の作成、配布	<第1期> ・当月講座お手伝い（全8回） ・お手伝い曜日希望アンケート結果集計 ・お手伝いスケジュール作成（1期分） ・1期お手伝い該当者へのお手紙の作成、配布	<第1期> ・お手伝い変更、欠席等の対応 ・事後アンケートの確認、集計	<第1期> ・お手伝い変更、欠席等の対応 ・事後アンケートの確認、集計 ・第1回KIPPとの合同会議  <第2期> ・講座チラシの印刷、配布 ・PTA LINEにて講座案内配信（必要に応じてリマインドや追加募集案内の配信） ・学校施設利用届の提出 ・お手伝いスケジュール作成（2期分） ・お手伝いスケジュール作成、お手伝い該当者へのお手紙の作成、配布（2期分）	<第2期> ・PTA公式LINEにて講座案内の配信（必要に応じて追加募集案内の配信）	<第2期> ・お手伝い変更、欠席等の対応 ・事後アンケートの確認、集計	<第2期> ・お手伝い変更、欠席等の対応 ・事後アンケートの確認、集計  <第3期> ・講座チラシの印刷、配布 ・PTA公式LINEにて講座案内配信（必要に応じてリマインドや追加募集案内の配信） ・学校施設利用届の提出 ・お手伝いスケジュール作成（3期分） ・お手伝い該当者へのお手紙の作成、配布（3期分）  ・PTA室の清掃	<第2期> ・お手伝い変更、欠席等の対応 ・事後アンケートの確認、集計  <第3期> ・第2回KIPPとの合同会議	<第3期> ・お手伝い変更、欠席等の対応 ・事後アンケートの確認、集計	<第3期> ・お手伝い変更、欠席等の対応 ・事後アンケートの確認、集計	<第3期> ・お手伝い変更、欠席等の対応 ・事後アンケートの確認、集計 ・マニュアル等の更新、引き継ぎ事項の整理	・事後アンケートの確認・集計（3期） ・第3回KIPPとの合同会議 ・Googleドライブのデータの整理、個人情報の削除	
デジタの委員会		・困りごとのヒアリング ・昨年の積み残しの見直し			・kintone契約更新 ・推薦委員サポート ・PTA室パソコンマニュアル作成 ・zoom解約		・推薦委員サポート	・家教講演会サポート ・推薦委員サポート	・家教講演会サポート ・Kintone昨年度アカウント整理	・役員の権限修正	・Kintone来年度名簿切替作業 ・会計決算		
<p>---【通年】各委員会担当による業務ヒアリング、サポート ---【通年】PTA公式LINE</p>													
中目黒小PTAバドミントン	毎週水曜日 15:30～18:00 中目黒小学校体育館にて練習 (学校使用可能日に限る)												
中目黒小バレーボール同好会	毎週土曜日 15:00～18:00 中目黒小学校体育館にて練習 (学校使用可能日に限る)												
大人バンド同好会				・大人メンバー募集たより配布と送信			・選曲と内容の打合せ	・大人のみで練習2回	・大人のみで練習2回	・大人のみで練習2回 ・お知らせを配布と送信 ・子どもジャズフェスティバル開催			
110YAJIの会	・総会	・第1回打合せ ・今年度活動計画について ・運動会お手伝い	・学校キャンプ打合せ	・八幡町会盆踊り	・学校キャンプ		・オヤリンピック打合せ	・オヤリンピック			・チャリティイベント打ち合わせ	・チャリティイベント ・おやじ交流会 ・卒業式	

# 令和6年度PTA会計決算報告書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(単位:円)

目黒区立中目黒小学校PTA

総収入額	(a)	2,930,689
総支出額	(b)	1,392,171
差引残額	(a)-(b)	1,538,518

## 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	収入額	備考
会費	1,282,400	1,255,350	¥2,800×445(家庭数411+教員数34)、転入生7名分¥9,350
繰越金	1,461,283	1,461,283	前年度残金(内、準備金¥200,000)
保険料	84,800	83,600	¥200×418(家庭数411+転入生7名分)
雑収入	60,000	53,456	受取利息¥256、漢検会場費収入¥26,200、寄付¥3000×9世帯分
家庭教育委員会	0	77,000	目黒区から家教活動費預かり
合計	2,888,483	(a) 2,930,689	

## 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	支出額	備考
会議費等	200,000	49,102	小P連研修会費等
事務費	300,000	219,866	コピー機・印刷機消耗品、コピー機カウンター料、PTA室文房具等
通信費	170,000	98,206	ハガキ、切手、郵送料、wifi通信費、LINE契約費等
運備品補助費	50,000	25,300	学校用品補助(残金20,000円を次年度予算へ上乘せし、テント2台購入)
P連分担金	30,000	12,390	PTA連合会会費
記念品費	231,600	220,700	歓送迎会、卒業生・新入生記念品
慶弔見舞金	30,000	0	慶弔規定による
交通費	14,000	0	小P連・地域の懇親会/会議参加の交通費
雑費	30,000	17,791	送金手数料・請求書発行手数料等
家庭教育委員会	0	77,000	目黒区からの預かり金を家教へ支払い
予備費	755,233	238,912	123周年イベント補填金
学年委員会	4,000	7,754	茶話会会場費、ベルマーク集計に係る費用等
広報部	210,000	30,056	広報誌作成費用等
校外活動部	20,000	5,450	校外安全パトロールに係る経費、安全マップ作成費用等
推薦委員会	5,000	1,800	活動に係る経費
学習サポート	10,000	574	活動に係る経費
子ども教室委員会	3,000	0	活動に係る経費
デジタの委員会	40,000	11,110	活動に係る経費
周年準備金	200,000	200,000	周年行事に係る経費の積立(目黒信金定期預金に振替)
保険料	85,650	86,220	190円×427(家庭数)+10円×509(児童数)
備品購入修理準備金	300,000	89,940	パソコン購入
次年度準備金	200,000	0	次年度会費集金までの運営・活動費準備金
合計	2,888,483	(b) 1,392,171	

### \*周年行事積立金

(単位:円)

項目	収入額	支出額	差引残高	摘要
前年度繰越金	2,593,061	0	2,593,061	
口座利息	266	0	266	
今年度周年準備金	200,000	0	200,000	周年準備金
合計	2,593,061	0	2,793,327	目黒信金定期預金に積立

### \*備品購入修理積立費


項目	収入額	支出額	差引残高	摘要
前年度繰越金	500,000	0	500,000	
郵便貯金利息	0	0	0	
合計	500,000	0	500,000	ゆうちょ銀行定期預金に積立


監査の結果、上記の通り相違ないことを報告いたします。

上記のように報告いたします。

令和7年4月16日


令和7年4月16日

会計監査 村田菜々子 

会計 川又明香 

会計監査 坂本由香 

会計 小花彩加 

会計 佐木野乃香 

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
役員・各部・各委員 共通	・顔合わせ会 ・運営委員初顔合わせ	・第1回運営委員会	・PTA定期総会	・第2回運営委員会		・第3回運営委員会		・第4回運営委員会		・第5回運営委員会		・第6回運営委員会
役員会	・第1回役員会 ・入学式 ・1年生保護者会 ・24年度PTA決算 ・住区住民会議 ・学校開放利用調整会議 ・小P連会長会	・第2回役員会 ・小P連全体研修会・総会報告会・歓送迎会 ・住区住民会議 ・学校開放利用調整会議 ・運動会お手伝い	・第3回役員会 ・住区住民会議 ・前期あいさつ運動 ・学校開放利用調整会議 ・住区住民会議 ・学校開放利用調整会議 ・学校公開お手伝い ・小P連会長会 ・小P連おやじの会情報交換会	・PTA会費徴収 ・住区イベントお手伝い ・住区住民会議 ・学校開放利用調整会議 ・小P連会長会 ・小P連代表者研修会	・学校開放利用調整会議 ・小P連会長会 ・小P連代表者研修会	・第4回役員会 ・住区住民会議 ・学校開放利用調整会議	・第5回役員会 ・後期あいさつ運動 ・住区住民会議 ・学校開放利用調整会議	・住区住民会議 ・学校開放利用調整会議 ・学校公開お手伝い ・小P連会長会 ・小P連会長会スポーツ交流会	・第6回役員会 ・学習発表会お手伝い ・住区住民会議 ・学校開放利用調整会議	・住区住民会議 ・学校開放利用調整会議 ・小P連会長会	・第7回役員会 ・住区住民会議 ・学校開放利用調整会議 ・学校公開お手伝い	・住区イベントお手伝い ・卒業式 ・住区住民会議 ・学校開放利用調整会議 ・小P連会長会
学年委員会	・顔合わせ会 ・引き継ぎ	・学年代表打ち合わせ(ベルマーク年次方針検討) ・各クラス茶話会の準備・実施(1学期中) ・茶話会実施	・茶話会実施	・給食試食会		・給食試食会アンケートまとめ ・ベルマーク作業準備 ・ベルマーク回収日のお知らせ配布 ・ベルマークポケット設置 ・クラスLINEでのPTAアンケートリマインド		・ベルマーク(回収、仕分け)	・ベルマーク作業終了 ・来年度予算確認	・次年度PTA活動決めキックオフ ・希望届アンケートフォーマット調整	・はなまるポイント表メンテナンス ・次年度PTA活動希望届アンケート実施 ・卒対委員サポート(6年) ・PTA室掃除	・2-6年活動決めお便り配布、PTA公式LINE配信 ・保護者会準備
卒業対策委員会		前年度からの引き継ぎ、役割分担	・卒対からのお知らせを配信 ・同窓会メンバーとの打ち合わせ ・卒業パーティー会場確保	・卒業アルバム個人写真撮影サポート ・卒業記念品選定 ・見積もりより集金額算定		・アルバム代振込 ・同窓会名簿登録のお知らせ配布 ・記念品の発注、入金 ・アルバム写真の選定 ・卒業イベントの内容決め	・振込締切、未納者への催促 ・卒業写真撮影サポート	・卒業写真の選定・入れ替え ・記念品購入準備 ・卒対からのお知らせ配信	・卒業アルバム写真確定		・卒業パーティー参加者確定 ・同窓会会費徴収	・アルバム記念品の袋詰め
広報部	・引き継ぎ ・部内連絡 ・通帳名義変更等	・キックオフMtg ・今年度の発行予定作成 ・夏号企画 ・運動会撮影 ・(状況により前年度広報部の発送サポート)	・夏号編集	・夏号発行(未定)・・・部内校正、学校校正、印刷、配布、発送等		・(夏号9月発行の可能性あり)	・学校フェスティバル撮影(予定)	・秋冬号企画	・学習発表会撮影(予定) ・秋冬号編集	・秋冬号発行(未定)・・・部内校正・学校校正、印刷、配布、発送等	・(秋冬号2月発行の可能性あり)	・春号発行準備→次年度の4月撮影、先生アンケート、5-6月ごろ発行予定
校外活動部		・引継ぎ ・「校外班編成お知らせ」、「中目黒小学校安全マップ」、「校外班のお願い」、「子ども110番の家」配布 ・校外班編成 ・危険箇所ヒアリング		・夏休み行事日程表作成				・校外班の見直し要望の収集 ・要望の検証と申請	・校外班の変更希望ヒアリング ・来年度の世話人選出依頼 ・安全マップの作成	・新世話人選出	・新入生説明会 ・新世話人説明会 ・安全マップ作成・入稿	・各校校外班の名簿回収
推薦委員会			・引き継ぎ(6/21)		・四役会議開催 ・オンライン候補者推薦フォーム作成	・第1回推薦委員会開催 ・「次年度PTA役員候補者選出のお願い」作成・ホームスク配信	・オンライン候補者推薦フォーム集計 ・候補者と選定と交渉	・候補者選定と交渉	・候補者選定と交渉 ・次年度役員候補リスト作成	・運営委員会にて次年度役員候補者リスト承認	・次年度PTA役員公表	・経費精算
学習サポート委員会	・顔合わせ会 ・引き継ぎ	・役員会からの連絡事項の伝達 ・企画内容決定(漢検実施日決定) ・担当決め	・6月末漢検実施のお知らせ配布			・漢検申し込み集金 ・漢検申し込みデータ取りまとめ	・漢検実施			・検定結果報告	・引継ぎ資料整理、反省会	・Kintone内の書類の整理

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
家庭教育学級委員会	・委員打ち合わせ	・家庭教育講座の会員向けニーズアンケート(5月中旬) ・目黒区生涯教育課説明会(5/23,24)	・講演会実施に向けた詳細計画策定 ・講師候補者出し	・区への契約書提出 ・講師選定 ・講演タイトル決定 ・校長先生、副校長先生と相談 ・区への実施計画書作成 ・スケジュール作成		・PTA公式LINEでの開催案内 ・出欠回収 ・動画撮影、Youtube配信準備	・家庭教育学級「たけのこ座」のご案内お手紙配布/PTA公式LINE配布	・家庭教育講座「たけのこ座」開催 ・動画配信	・参加者アンケート実施 ・録画版の配信	・参加者アンケート集計 ・目黒区生涯教育課への実施報告	・引き継ぎ資料作成	
子ども教室委員会	・引き続き ・顔合わせ (4/27)	・お手伝い曜日希望アンケート作成	・お手伝い曜日希望アンケートの確認、集計 ・第1回KIPPとの合同会議	<第2期> ・講座チラシの印刷、配布 ・PTA公式LINEにて講座案内配信 (必要に応じてリマインドや追加募集案内の配信) ・学校施設利用届の提出 ・お手伝いスケジュール作成 (2期分) ・お手伝いスケジュール作成、お手伝い該当者へのお手紙の作成、配布 (2期分)	<第2期> ・PTA公式LINEにて講座案内の配信 (必要に応じて追加募集案内の配信)	<第2期> ・お手伝い変更、欠席等の対応 ・事後アンケートの確認、集計	<第2期> ・お手伝い変更、欠席等の対応 ・事後アンケートの確認、集計  <第3期> ・講座チラシの印刷、配布 ・PTA公式LINEにて講座案内配信 (必要に応じてリマインドや追加募集案内の配信) ・学校施設利用届の提出 ・お手伝いスケジュール作成 (3期分) ・お手伝い該当者へのお手紙の作成、配布 (3期分) ・PTA室の清掃	<第3期> ・お手伝い変更、欠席等の対応 ・事後アンケートの確認、集計 ・第2回KIPPとの合同会議	<第3期> ・お手伝い変更、欠席等の対応 ・事後アンケートの確認、集計	<第3期> ・お手伝い変更、欠席等の対応 ・事後アンケートの確認、集計	<第3期> ・事後アンケートの確認、集計	・事後アンケートの確認、集計 (3期) ・第3回KIPPとの合同会議 ・Googleドライブのデータの整理、個人情報の削除 ・マニュアル等の更新、引き継ぎ事項の整理
デジタの委員会	・困りごとのヒアリング ・昨年の積み残しの確認、対応等			・kintone作業 (前年度ユーザーの整理等)	・kintone契約更新 ・推薦委員サポート	・(7月にできなかった場合) kintone作業 (前年度ユーザーの整理等)	・推薦委員サポート	・家教講演会サポート (配信) ・推薦委員サポート	・家教講演会サポート (配信)	・役員の権限修正 ・学年委員サポート (はなまるポイント履歴等) ・次年度デジタの委員会の募集に関してPPT作成	・kintone来年度名簿切替作業 ・会計決算 ・校外部サポート (転入、転出、新1年生の入力)	・校外部サポート (転入、転出、新1年生の入力) ・4月新年度に向けての登録等の事前準備 ・マニュアル、引継事項等の整理
<b>【通年】各委員会担当による業務ヒアリング・サポート</b> <b>【通年】PTA公式LINEの配信関係</b>												
バドフレンズ	第2・第4水曜日 18:30～21:00 中目黒小学校体育館にて練習 (学校使用可能日に限る)											
中目黒小バレーボール同好会	原則毎週土曜日 15:00～18:00 中目黒小学校体育館にて活動 (学校使用可能日に限る)											
大人バンド同好会					・大人メンバー募集たより配布と送信		・選曲と内容の打合せ	・大人の練習2回	・大人の練習2回	・大人の練習2回 ・お知らせを配付と送信 ・子どもジャズフェスティバル開催		
110YAJIの会	・総会 ・今年度活動計画決め	・運動会お手伝い	・学校キャンプ打合せ	・八幡町会盆踊り	・学校キャンプ		・オヤリンピック打合せ	・オヤリンピック			・チャリティイベント打ち合わせ	・チャリティイベント ・おやじ交流会 ・卒業式

## 令和7年度PTA会計予算案

### 目黒区立中目黒小学校PTA

#### 収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	備 考
会 費	1,324,400	2,800円×473(家庭数438+教職員35)
繰 越 金	1,538,518	内、前年度より準備金200,000円
保 険 料	87,600	200円×家庭数438
雑 収 入	60,000	銀行利息、漢字検定会場使用料等
合 計	3,010,518	テキスト

#### 支出の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	備 考	
運 営 費	会 議 費 等	200,000	小P連研修会会費等
	事 務 費	300,000	コピー機(カウンター料金含む)・印刷機消耗品、PTA室文具
	通 信 費	170,000	ハガキ、切手、wifi通信費、LINE契約費など
	運 送 費	70,000	学校用具補助
	P 連 分 担 金	30,000	PTA連合会会費
	記 念 品 費	387,000	卒業生・新入生記念品
	慶 弔 見 舞 金	30,000	慶弔規定による
	交 通 費	14,000	研修会、説明会等の交通費
	雑 費	30,000	送金手数料等
	予 備 費	795,958	
活 動 費	学 年 委 員 会	10,000	活動に係る経費(ペルマーク発送料等含む)
	広 報 部	210,000	広報誌作成費用等
	校 外 活 動 部	20,000	校外安全パトロール、なかめマップ印刷費用等
	推 薦 委 員 会	5,000	活動に係る経費(通信費含む)
	学 習 サ ポ ー ト	10,000	活動に係る経費
	子 ども 教 室 委 員 会	0	
	デ ジ タ の 委 員 会	40,000	活動に係る経費(Kintone年間契約料含む)
そ の 他	周 年 準 備 金	200,000	周年行事に係る経費積立
	保 険 料	88,560	保険料190円×438(家庭数)+10円×534(児童数)
	備 品 購 入 ・ 修 理 準 備 金	200,000	備品修理・購入費
	次 年 度 準 備 金	200,000	次年度会費集金までの運営・活動費準備金
合 計	3,010,518		

(単位:円)

	項 目	予 算 額	備 考
記 念 品 費	歓 送 迎 会	0	廃止
	卒 業 生 記 念 品	351,000	3,000円×117名
	新 入 生 記 念 品	36,000	360円×100名
	合 計	387,000	

## 【第6号議案 PTA規約一部改正（案）】

## 1. 役員会・運営委員会構成メンバーのPTA規約一部改正について

## 【提案理由】

本会の円滑な運営および学校との連携強化を目的として、役員会と運営委員会の構成メンバーに副校長を加え、重複を削除し、同好会が入らないことを明記する目的で規約改正を提案します。

章	条	現行	改正案	変更/追加/削除
第5章	第18条	—	6.副校長	追加
第7章	第25条	—	6.副校長	追加
		3.各部長	3.各部長 (同好会を除く)	(同好会を除く)を追加
		6.特別委員会、実行委員会、役員・会計監査委員候補者推薦委員会の委員長は、必要に応じて出席することができる。	—	削除

## 2. 学習サポート委員会の開催に関するPTA規約の一部改正について

## 【提案理由】

近年、委員会活動において希望者数の増減幅が大きく、現行の開催要件では運営が困難な状況が見受けられます。実情に即した運営体制を整えるため、委員会の開催要件を見直し、人数の変動に対応可能な制度とすることを目的として、本規約の改正を提案します。

章	条	現行	改正案	変更/追加/削除
委員の選出と各部の構成・運営に関する細則	第1条 5.	但し、家庭教育学級委員会については、立候補者が3名に満たない場合は休会とする。	但し、家庭教育学級委員会と学習サポート委員会については、立候補者が3名に満たない場合は休会とする。	「と学習サポート委員会」を追加



### 3. 目黒区教育委員会の事業方針の変更に伴う家庭教育学級委員会に関するPTA規約の一部改正について

#### 【提案理由】

これまで目黒区教育委員会生涯学習課の委託事業として実施していた家庭教育学級委員会の講座は、教育委員会の方針変更により支援へと形態が変わることになりました。

これに対応するため、本規約の改正を提案します。

章	条	現行	改正案	変更/追加/削除
第4章 役員及び 顧問	第7条 5. (1) 家庭教育学級 委員会	・目黒区教育委員会生涯学習課の委託を受けて、家庭教育学級の準備と開催にあたる。	・目黒区教育委員会生涯学習課の支援を受けて、家庭教育学級の準備と開催にあたる。	「委託」を「支援」に変更

### 4. 委員会・部会の構成人数に関する表記の一部改正について

#### 【提案理由】

委員会活動の実情として、年度や学校行事の状況により委員の人数にばらつきがあるため、現行の規約に定められた固定的な構成人数では、柔軟な運営が困難です。委員会が安定して活動できる体制づくりのため、本規約の文言をより実態に即した柔軟性のある表現にすることを提案します。

(次頁)

章	条	現行	改正案	変更/追加/削除
委員の選出と各部の構成・運営に関する細則	第1条	1. <b>各学年は</b> 年度の初めの顔合わせ会までに学級代表 <b>2名</b> 、広報部員 <b>1名</b> 、校外活動部員 <b>1名</b> を選出する。その任期は1年とする。但し同一役職について連続2年を超え務めてはならない。	1.年度の初めの顔合わせ会までに学級代表、広報部員、校外活動部員を選出する。その任期は1年とする。但し同一役職について連続2年を超え務めてはならない。	「各学年は」「2名」「1名」「1名」を削除
		3.学年委員長 <b>及び学年代表</b> は、規約第7章に定める運営委員会に出席する。	3.学年委員長は、規約第7章に定める運営委員会に出席する。	「及び学年代表」を削除
		5. <b>各学年は</b> 年度の初めの顔合わせ会までに実行委員会の委員として学習サポート委員 <b>1名以上12名程度</b> 、デジタの委員 <b>については3名以上、最大10名</b> を選出する。また、特別委員会の委員として立候補者をアンケート等で募り、 <b>各立候補者間の調整により</b> 家庭教育学級委員 <b>については全校で最大6名</b> 、子ども教室委員 <b>については全校で3名以上5名程度</b> を選出する。	5.年度の初めの顔合わせ会までに実行委員会の委員として学習サポート委員、デジタの委員を選出する。また、特別委員会の委員として立候補者をアンケート等で募り、家庭教育学級委員を選出する。	「各学年は」「1名以上12名程度」、「については3名以上、最大10名」、「各立候補者間の調整により」、「については全校で最大6名」、「については全校で3名以上5名程度」を削除
	6.6学年は年度の初めの顔合わせ会までに6学年の各学級から <b>2名以上</b> を委員として選出することにより卒業対策委員会を設置する事ができる。	6.6学年は年度の初めの顔合わせ会までに6学年の各学級から委員として選出することにより卒業対策委員会を設置する事ができる。	「2名以上を」を削除	
第3条	規約第4条に定める各部の <b>構成は次の通りとし</b> 、部長、副部長は所属部員の互選による。	規約第4条に定める各部の構成は次とし、部長、副部長は所属部員の互選による。 <b>書記、会計は必要に応じて選出する。</b>	「構成は次の通りとし、」を削除、「記、会計は必要に応じて選出する。」を追加	

章	条	現行	改正案	変更/追加/削除
委員の選出と各部の構成・運営に関する細則	第3条	<del>1.広報部 部 長 (保護者1) 副部長 (保護者2・教員1) 書 記 (保護者1以上) 会 計 (保護者1以上) 部員</del>  <del>2.校外活動部 部 長 (保護者1) 副部長 (保護者2・教員1) 書 記 (保護者3) 会 計 (保護者1) 部員</del>  <del>3.デジタの委員会 委員長 (保護者1) 副委員長 (保護者1) 書 記 (保護者1以上) 会 計 (保護者1以上) 委員</del>  <del>4.特別委員会 (実行委員会) —(1) 特別委員会 家庭教育学級委員会 委員長 (保護者1) 副委員長 (保護者1) 書 記 (保護者1) 会 計 (保護者1) 委員</del>  <del>子ども教室委員会 委員長 (保護者1) 副委員長 (保護者1) 書 記 (保護者1) 会 計 (保護者1) 委員</del>  <del>—(2) 実行委員会 学習サポート委員会 委員長 (保護者1) 副委員長 (保護者2) 書 記 (保護者1以上) 会 計 (保護者1以上) 委員</del>		削除

## 5. その他表現を修正するPTA規約の一部改正について

## 【提案理由】

本規約には、時代の変化や多様な価値観にそぐわない表現が一部含まれているため、より公平で開かれた組織運営を実現する目的で、文言の見直しを提案します。

章	条	現行	改正案	変更/追加/削除
第4章 役員及び 顧問	第11条	1.会 長 この会の代表者として会務を統括し、総会、役員会、運営委員会を <b>召集</b> する。	1.会 長 この会の代表者として会務を統括し、総会、役員会、運営委員会を <b>招集</b> する。	変更
委員の選出と各部の構成・運営に関する細則	第2条	学級委員会及び学級に関する集会は学級代表が <b>召集</b> する。	学級委員会及び学級に関する集会は学級代表が <b>招集</b> する。	変更
		学年委員会は、学年委員長が <b>召集</b> する。	学年委員会は、学年委員長が <b>招集</b> する。	変更

以上

# 目黒区立中目黒小学校PTA規約

令和5年6月 令和7年6月

# 目 次

第1章	総 則	P 3
第2章	会 員	P 3
第3章	会 計	P 3
第4章	役員及び顧問	P 3
第5章	役員会	P 4
第6章	総 会	P 4
第7章	運営委員会	P 4
第8章	会計監査委員会	P 4
第9章	個人情報の取り扱い	P 5
第10章	付 則	P 5
	役員・会計監査委員選出に関する細則	P 6
	委員の選出と各部の構成・運営に関する細則	P 6
	会計の運営に関する細則	P 8
	同好会の運営に関する細則	P 8
	特別委員会（実行委員会）の運営に関する細則	P 8
	中目黒小学校PTA内規	P 9
	目黒区立中目黒小学校PTA組織図	P 10
	PTA規約添付資料	
	〔小P連について〕	P 11
	〔「こども110番の家」及びステッカーについて〕	P 11
	〔PTA総合補償制度について〕	P 11
	〔個人情報取扱いに関する基本方針〕	P 12
	〔個人情報取扱方法〕	P 12

## 第1章 総 則

- 第1条 この会は、目黒区立中目黒小学校PTA（保護者と教員の会）といい事務所を同校内に置く。
- 第2条 この会は、会員の協力により、学校と家庭及び地域社会との緊密な連絡のもとに本校教育の充実・児童の福祉を推進し、かつ会員相互の親睦を図り、教養の向上に努めることを目的とする。
- 第3条 この会の活動は、次の方針による。
1. 児童福祉推進のための諸活動を行う。
  2. 保護者と教員の緊密な連絡を図る。
  3. 会員の教養を高め、親睦を深める。
  4. 営利的企業を支持したり、特定の政党や宗教に関係しない。
  5. 学校の人事、その他の管理に干渉しない。
- 第4条 この会の活動を行うために、次の部を置く。構成運営については細則で定める。
1. 学年委員会
  2. 広報部
  3. 校外活動部
  4. デジタの委員会
  5. 特別委員会（実行委員会）
  6. 同好会
- 第5条 この会を運営するために、次の機関を置く。
1. 総会
  2. 役員会
  3. 運営委員会
  4. 会計監査委員会
  5. 特別委員会（実行委員会）

## 第2章 会 員

- 第6条 会員は、本校に在学する児童の保護者、校長及び教員とする。

## 第3章 会 計

- 第7条 この会の活動に要する経費は、会費・その他の収入によって支弁する。
- 第8条 会費は、世帯単位とし、月額250円（年額3,000円保険料含む）とする。教職員会員は、年額2,800円とする。
- 第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第4章 役員及び顧問

- 第10条 この会に、次の役員を置く。但し、保護者の役員総数は運営委員会構成員数の過半数を超えてはならない。
1. 会 長（保護者1）
  2. 副会長（保護者2以上・副校長）
  3. 書 記（保護者2以上・教員1）
  4. 会 計（保護者2・教員1）
- 第11条 役員は、次の職務を行う。
1. 会 長 この会の代表者として会務を統括し、総会、役員会、運営委員会を**召集・招集**する。
  2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
  3. 書 記 総会、運営委員会の議事運営について起案し、議事録を取り、その保管に当たると他、会長の指示によりこの会の庶務を担当する。
  4. 会 計 この会の会計事務を処理する。
- 第12条 役員は、細則に定める、役員・会計監査委員候補者推薦委員会及び運営委員会の承認をもって選出される。但し、年度の途中において欠員を生じた場合は、運営委員会で補充することができる。

第13条 役員の任期は、4月1日より翌3月31日までの1年とする。

第14条 保護者側役員は、同一職について、連続2年を超えて務めてはならない。

第15条 校長は、会長と常に緊密な連絡を図り、各種会議に出席して本会の運営につき意見を述べることができる。

第16条 会長は、会の運営について諮問するため、運営委員会の承認を得て顧問をおくことができる。

## 第5章 役員会

第17条 役員会は、運営委員会構成までの問題、その他の問題の処理にあたる。

第18条 役員会の構成は、次の通りとする。

1. 会長
2. 副会長
3. 書記
4. 会計
5. 校長
6. **副校長**

## 第6章 総会

第19条 1.総会は、最高の議決機関であって、毎年、年度始めに定期総会を開く。なお必要に応じて、臨時総会を開くことができる。

2.総会は、会議または書面（電磁的記録を含む）による方法で議決する。運営委員会（構成前は役員会）がいずれの方法で開催するかを定めることができる。

第20条 定期総会は、次の目的をもって開かれる。前年度事業の報告と承認、その年度の事業計画ならびに予算案の審議・承認、その他。

第21条 1.総会は、全会員の7分の1以上の出席（委任状を含む）を得て成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。但し、第19条第2項が適用される場合には、7分の1以上の書面その他の方法による議決権の行使を得て成立し、当該行使者の過半数の同意をもって議決する。

2.会議による定期総会の場合、議長は総会出席者の中から選出し、議事を進行する。

第22条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、又は、全会員の7分の1以上の要求があった場合に開かれる。

## 第7章 運営委員会

第23条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、8月を除く隔月開催され総会の決議に基づき本会の業務推進のため、企画・運営を行う。

第24条 運営委員の任期は1年とし、その選出については細則で定める。

第25条 運営委員会の構成は、次の通りとする。

1. 各学年より選出された学年代表
2. 教員側運営委員（各部1名）
3. 各部部長（**同好会除く**）
4. 役員
5. 校長
6. **副校長**
7. ~~特別委員会、実行委員会、役員・会計監査委員候補者推薦委員会の委員長は、必要に応じて出席することができる。~~

第26条 運営委員会は、構成員数の2分の1以上の出席を得て成立し、その過半数の同意をもって議決する。

## 第8章 会計監査委員会

第27条 会計監査委員会は、その年度の会計の収支を監査し、その結果を総会において報告する。

第28条 会計監査委員会は、学校より依頼された会計の監査について協力する。



- 第29条 会計監査委員会は、会員より選出された2名の委員によって構成される。但し、役員・各部門・各委員との兼任はできない。
- 第30条 会計監査委員の任期は1年とする。但し、連続2年を超えて務めてはならない。又、年度途中において欠員を生じた場合には運営委員会の承認を得て補充することができる。
- 第31条 会計監査委員は、会計監査の結果について、総会・役員会・運営委員会・特別委員会（実行委員会）に出席し、意見を述べることができる。
- 第32条 会計監査委員は、細則に定める、役員・会計監査委員候補者推薦委員会の手続きを経て、推薦によって選出される。

## 第9章 個人情報取り扱い

- 第33条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取り扱いに関する基本方針」「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

## 第10章 付 則

- 第34条 会長は必要に応じ運営委員会の承認を得て、特別委員会（実行委員会）を構成することができる。特別委員会（実行委員会）の構成、運営については細則で定める。
- 第35条 本規約は総会において、出席者の3分の2以上の賛成を得なければ改正することができない。
- 第36条 この会の円滑な運営を図るための細則は、運営委員会で作ることができる。
- 第37条 本改正規約は、令和27年6月（総会議決日）より実施する。

昭和26年 3月31日 制定  
昭和27年 3月31日一部改正  
昭和31年 3月24日一部改正  
昭和32年 5月29日一部改正  
昭和35年 5月21日一部改正  
昭和36年 5月15日一部改正  
昭和39年 4月 1日一部改正  
昭和40年 4月 1日一部改正  
昭和43年 3月14日一部改正  
昭和48年 1月12日一部改正  
昭和49年 4月 1日一部改正  
昭和51年 4月 1日一部改正  
昭和54年 2月 2日一部改正  
昭和57年 5月21日一部改正  
昭和60年 5月27日一部改正  
昭和63年 4月 1日一部改正  
平成 2年 3月 1日一部改正  
平成 4年 12月17日一部改正  
平成 5年 3月 4日一部改正  
平成 7年 3月 4日一部改正  
平成 9年 3月15日一部改正  
平成10年 3月 7日一部改正  
平成12年 3月 4日一部改正  
平成13年 3月 3日一部改正  
平成14年 3月 2日一部改正  
平成15年 3月12日一部改正  
平成16年 5月22日一部改正  
平成17年 6月19日一部改正  
平成24年 3月10日一部改正  
平成25年 4月 1日一部改正  
平成28年 4月 1日一部改正  
平成28年 6月 3日一部改正  
平成30年 6月 5日一部改正  
令和 2年 6月25日一部改正  
令和 5年 6月27日一部改正  
令和 7年 6月25日一部改正

## 役員・会計監査委員選出に関する細則

規約第12条及び第32条に定める役員・会計監査委員選出に関する細則は次の通りとする。

- 第1条 役員・会計監査委員候補者推薦委員会は、会員の中より役員・会計監査委員の適任者を選び本人の同意を得て推薦し、運営委員会に報告し、承認を得る。その後会員に公表する。
- 第2条 役員・会計監査委員候補者推薦委員会の構成は次の通りとする。
1. 6年生を除く各学年クラスより選出された十数名とする。但し、同一人が連続2年を超えて務めてはならない。
  2. 教員より選出された2名。
  3. 推薦委員長は、推薦委員の中から互選により1名選出される。
- 第3条 役員・会計監査委員候補者推薦委員は、役員及び会計監査委員の候補となることはできない。
- 第4条 役員・会計監査委員候補者推薦委員会の任期は、役員及び会計監査委員が選出されたときに終了する。
- 第5条 推薦委員長は会長と緊密な連絡を図る。
- 第6条 本細則は平成30年4月1日より実施する。

## 委員の選出と各部の構成・運営に関する細則

規約第4条及び第25条に定める委員の選出と各部の構成・運営に関する細則は次の通りとする。

- 第1条 委員の選出と任期は次の通りとする。
1. **各学年は**年度の初めの顔合わせ会までに学級代表**2名**、広報部員**1名**、校外活動部員**1名**を選出する。その任期は1年とする。但し同一役職について連続2年を超え務めてはならない。
  2. 各学年とも、学級代表の中から1名の学年代表を選出し、その学年代表の中から1名の学年委員長を選出する。
  3. 学年委員長**及び学年代表**は、規約第7章に定める運営委員会に出席する。
  4. 世話人は班ごとに選出する。その任期は1年とする。
  5. **各学年は**年度の初めの顔合わせ会までに実行委員会の委員として学習サポート委員**7名以上12名程度**、デジタの委員**については3名以上、最大10名**を選出する。また、特別委員会の委員として立候補者をアンケート等で募り、**各立候補者間の調整により**家庭教育学級委員**については全校で最大6名**、子ども教室委員**については全校で3名以上5名程度**を選出する。但し、家庭教育学級委員会と学習サポート委員会については、立候補者が3名に満たない場合は休会とする。
  6. 6学年は年度の初めの顔合わせ会までに6学年の各学級から**2名以上**を委員として選出することにより卒業対策委員会を設置する事ができる。またその運営に当たっては6学年の学級代表と連絡を取り合い行うものとする。
- 第2条 各学級及び各学年は次の委員会を構成し、必要に応じ随時集会を開くことができる。集会の内容、結果については記録を取り保存する。
1. 各学級は、全学級委員をもって学級委員会を構成する。
  2. 学級委員会及び学級に関する集会は学級代表が**召集 招集**する。
  3. 学年委員会は、学年代表、学級代表及び学級担任にて構成される。
  4. 学年委員会は、学年委員長が**召集 招集**する。
- 第3条 規約第4条に定める各部の**構成は次の通りとし**、部長、副部長は所属部員の互選による。**書記、会計を必要に応じて選出する。**
- ~~1. 広報部~~  
部 長 (保護者1)  
副部長 (保護者2・教員1)  
書 記 (保護者1以上)  
会 計 (保護者1以上)  
部 員
- ~~2. 校外活動部~~  
部 長 (保護者1)

~~副部長（保護者2・教員1）~~  
~~書記（保護者3）~~  
~~会計（保護者1）~~  
部員

3. ~~デジタの委員会~~

~~委員長（保護者1）~~  
~~副委員長（保護者1）~~  
~~書記（保護者1以上）~~  
~~会計（保護者1以上）~~  
委員

4. ~~特別委員会（実行委員会）~~

~~(1) 特別委員会~~

~~家庭教育学級委員会~~

~~委員長（保護者1）~~  
~~副委員長（保護者1）~~  
~~書記（保護者1）~~  
~~会計（保護者1）~~  
委員

~~子ども教室委員会~~

~~委員長（保護者1）~~  
~~副委員長（保護者1）~~  
~~書記（保護者1）~~  
~~会計（保護者1）~~  
委員

~~(2) 実行委員会~~

~~学習サポート委員会~~

~~委員長（保護者1）~~  
~~副委員長（保護者2）~~  
~~書記（保護者1以上）~~  
~~会計（保護者1以上）~~  
委員

第4条 各部長の任期は1年とする。但し、同一部長については連続2年を超えて務めてはならない。

第5条 部長は、部の活動の推進、調整を図るとともに、規約第7章に定める運営委員会に出席し、会の活動全般について協議する。

第6条 部会は、必要に応じ部長が招集し司会する。

第7条 規約第4条に定める学年委員会及び各部の活動目標は次の通りとする。

1. 学年委員
  - ・学級間の連絡、調整を図り、児童の教育に関する理解を深めるために協力する。
  - ・保健、給食に関すること並びに会員の親睦を高めるために企画、立案する。
2. 広報部
  - ・会報発行について企画、立案し、協力する。
3. 校外活動部
  - ・校外生活の善導・地域の整備について協力する。
4. デジタの委員会
  - ・各種デジタルツールの活用によりPTA活動の効率化や会員が参加しやすいデジタル環境の整備を行う。
5. (1) 特別委員会  
家庭教育学級委員会
  - ・目黒区教育委員会生涯学習課の委託支援を受けて、家庭教育学級の準備と開催にあたる。
- 子ども教室委員会
  - ・目黒区教育委員会の委託を受けた地域団体と協力し、子供の健全育成のため様々な教室を実施する。
6. (2) 実行委員会  
学習サポート委員会
  - ・子供の学力向上や様々な体験など教育活動サポートを行う。

第8条 本細則は、平成30年4月1日より実施する。

令和3年9月1日一部改正

令和3年12月1日一部改正

令和5年6月27日一部改正

## 会計の運営に関する細則

規約第3章に基づく会計処理の運営に関する細則は次の通りとする。

第1条 役員会は、新旧役員合同で予算委員会を開催し次年度予算案の検討を行う。

第2条 運営費の項目の何れかに欠損金が生じた場合は、運営費の各項目間の予算の流用によりそれを賄うことができる。但し、小P連分担金からの流用はできない。

第3条 何れかの部の活動費に欠損金が生じた場合は、各部間の予算の流用によりそれを賄うことができる。

第4条 予算額が各項目間の流用で賄えない場合は、運営委員会において補正予算を組むことができる。その場合は次の総会において報告を行うこととする。

第5条 本細則は平成16年6月26日より実施する。

## 同好会の運営に関する細則

規約第4条に定める同好会に関する細則は次の通りとする。

第1条 同好会は「会員の教養及び親睦を高め、成人教育を盛んにする」ことを目的に会員の希望を吸い上げて作られた組織であり、原則として会員により構成される自主的組織である。

第2条 同好会の新設は、会の名称、活動内容、会員名簿、会の代表者の連絡先を明記した書面をもって会長に届出、運営委員会の承認を必要とする。

第3条 同好会の存廃については、同好会の自主的判断による解散届の提出をもってその効力を生じる。また、現役の会員が一人もいなくなった場合、及び活動実績が全くない場合は、運営委員会はそれらの期間が2年を経過した時点で廃止の決定をすることができる。

第4条 同好会は、活動のために必要な消耗品、備品等の便宜供与を受けることができる。また、必要に応じて役員会と協議することができる。

第5条 役員会は、同好会との連絡を密にするために毎年度末までに両者の懇談会を開催する。同好会との日常的な窓口は副会長1名が担当する。

第6条 本細則は平成7年4月1日より実施する。

## 特別委員会（実行委員会）の運営に関する細則

規約第4条及び第5条、第33条に基づく特別委員会（実行委員会）の運営に関する細則は次の通りとする。

第1条 特別委員会（実行委員会）は、それぞれの委員会の活動目標の実現のために専ら活動することを目的に組織されるものであり、目的達成後、反省会、運営委員会への報告をもってその年度の活動を終了する。

第2条 各実行委員会は、年度の初めに委員会を開催し、委員会の構成、年間活動計画の作成をし、定期総会に報告する。総会までに計画の立案が困難な場合には、計画立案後に行われる運営委員会に報告し、承認を受けることとする。

第3条 各実行委員会の委員長は、必要に応じて運営委員会に出席し、進捗状況の報告を行う。運営委員会は、必要に応じて実行委員長に出席を要請することができる。

第4条 各実行委員会と運営委員会との間に意見の相違がある場合には、信頼関係に基づいて解決を図れるように努める。

第5条 各実行委員会の開催にあたっては、副会長（または役員）が窓口となり、運営委員会との連携をとれるように配慮する。

第6条 各実行委員会は、活動目標の範囲内で自主的に、独自の活動を行うことができる。それらの活動の中で生じた事故やトラブルの最終的な責任は運営委員会において対応する。

第7条 本細則は平成15年3月15日より実施する。

## 中目黒小学校PTA内規

### 1. 弔事

	香料	連絡	特別徴収
児童	香料5,000円 生花	学級の 保護者全員 及び 運営委員	学級で集める 場合、1家庭 300円以内
保護者会員	5,000円		
校医・顧問	5,000円		
教員会員・本人	5,000円		
教員会員・同居 家族・実父母	5,000円		なし

### 2. 慶事

	結婚	出産	特別徴収
教員会員	5,000円	なし	なし

### 3. 被災その他の見舞金（自然災害は除く）

	被災	被災または 病気・けが	連絡	特別徴収
児童	なし	5,000円(※1)	学級の保護者 及び運営委員	1家庭 300円以内 (※3)
保護者会員	5,000円	なし		
教員会員	5,000円	5,000円(※2)		

(※1) 15日以上入院の場合

(※2) 10日以上入院の場合

(※3) 保護者会員の被災のみ

(※4) 但し、上記連絡については、本人又は家族の同意を得た場合のみ

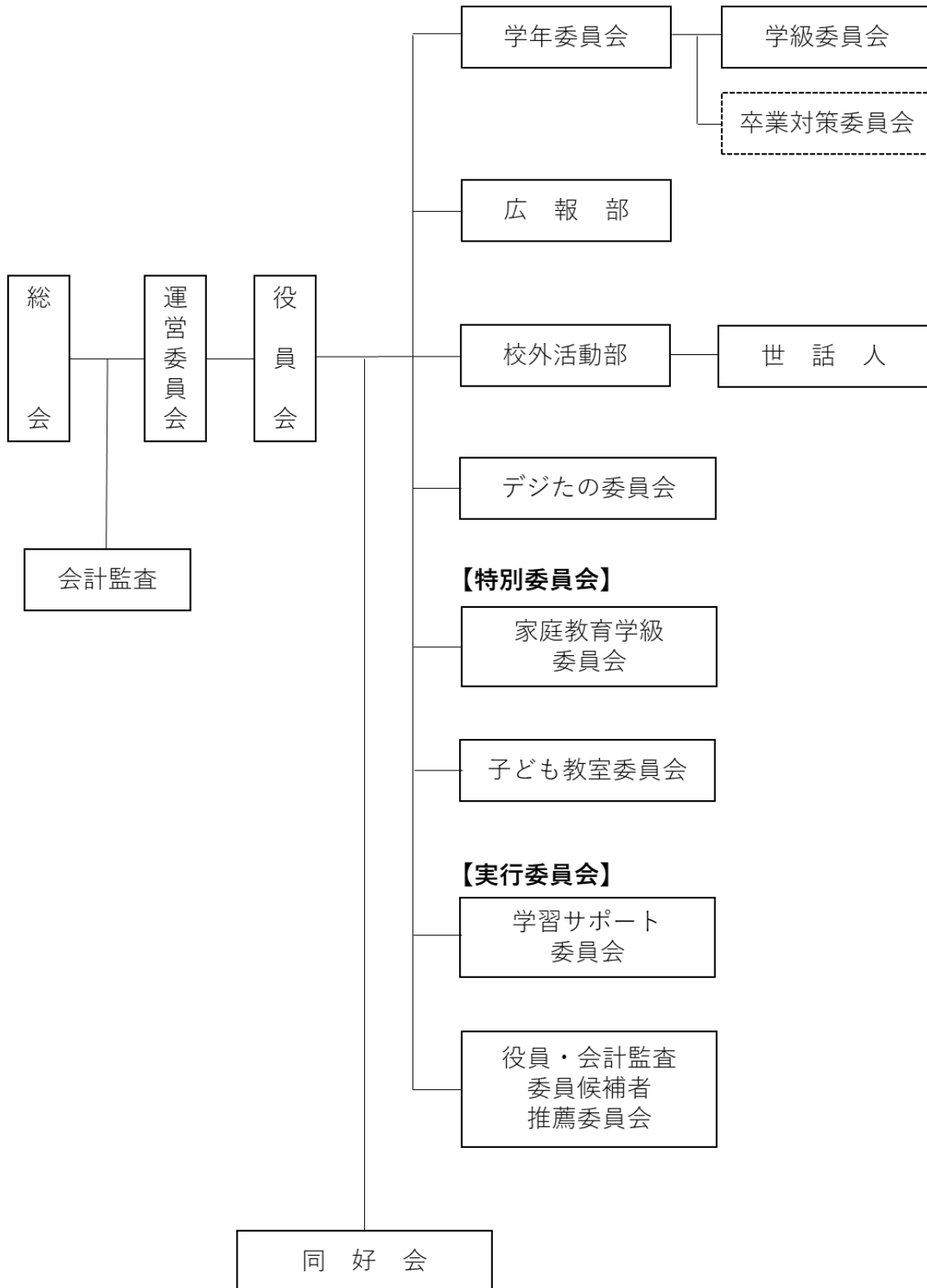
(※5) 教員会員には栄養士、用務、給食、警備、主事を含む

平成18年 3月 4日一部改正

平成24年 3月10日一部追記

平成30年 3月 3日一部改正

## 目黒区立中目黒小学校PTA組織図



令和3年 9月 1日一部追記  
令和5年 6月27日一部追記

## PTA規約添付資料

以下の5項目は、PTA活動に関連する諸行事、諸事業等と個人情報取り扱いに関する基本方針及び個人情報取扱方法です。

### 〔小P連について〕

小P連（目黒区立小学校PTA連合会）は、目黒区立小学校PTAの円滑な運営と活動の促進を図り、PTAが目的とする児童の健全な育成と、会員に対する成人教育をすすめることに資することを目的に活動しています。

目黒区教育委員会の後援を得て、各単位PTAがよりよいPTA活動がすすめられるよう、PTA指導者を対象とした研修の機会を提供するなど、各年度ごとに研修事業実施計画を立て、実施しています。

年間の主な事業は以下の通り。

- (1) 年間事業説明会  
代表者（会長・副会長・校長）対象
- (2) 全体研修会  
広く一般会員によびかけて、親としての教養を深め、時々の問題に対処していくために、自己啓発の動機づけをすることを目的に毎年、年度初めに講師を招き、開催される。
- (3) 広報講習会  
「PTAでの広報誌づくり」（広報部）
- (4) 小P連部会別ブロック研修会  
PTA活動をすすめていくにあたり、他校の専門部員（委員）と情報を交換したり、討議することによって、役割を理解し各単位PTAの向上に資することを目的に、目黒区内の各ブロックごとに実施される。  
部会別ブロック研修会は、運営委員会（役員）・学年委員会・広報部・校外活動部・教養・厚生（家庭教育学級委員会）ごとに開催される。
- (5) 代表者研修会  
1日研修（会長・校長）
- (6) 小P連部会別合同研修会  
部会別ブロック研修会で学習したことや、各単位PTAで実施してきた事を踏まえ、問題点を出し合いながら討議していく中で、これからの活動への足掛かりをつかむことを目的に目黒区内全ブロック合同で実施される。
- (7) 小P連だより発行
- (8) 家庭教育学級  
委託事業

### 〔「こども110番の家」及びステッカーについて〕

各種犯罪や事故等による子供たちの被害を防止するため、区内小中学校の通学路や遊び場周辺の在宅機会の多い家庭や商店等の協力を得て、協力家庭等の家屋等を「こども110番の家」と位置付け、子供たちが身の危険を感じたときに緊急避難できる場を区内に多数確保することを目的として実施されている事業です。

主催： 目黒区 目黒区教育委員会 目黒警察 碑文谷警察

この事業は平成12年より地域の方々が先がけて取り組んでくださったものが実を結び、目黒区内全域に広がったもので、中目黒小学校PTAにおいても、この運動に協力し推進するため、中目黒小学校校外活動部が中心となって取り組み、ご協力いただけるとご家庭に「こども110番の家」ステッカーを貼らせていただいています。

### 〔PTA総合補償制度について〕

PTA諸活動に伴う思いがけない事故等に備え、PTAでは「PTA総合補償制度」に加入して

います。この保険料は、毎年、皆様から徴収させていただいているPTA会費と同時に徴収し、まとめてお支払いします。

## 〔個人情報取扱いに関する基本方針〕

目黒区立中目黒小学校PTA（以下「本会」という。）は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとします。そして、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知します。また、本会が取得・保持している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応するものとします。

## 〔個人情報取扱方法〕

（目的）

第1条 この個人情報取扱方法は、目黒区立中目黒小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

（指針）

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

（利用目的）

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- （1）会費請求、管理、運営等のための連絡
- （2）文書等の送付、会員名簿、委員会名簿、活動名簿等の作成
- （3）その他、PTA活動の推進に必要な場合

（個人情報の取得）

第5条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示する。なお、特に配慮が必要な要配慮個人情報を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

（同意の取り消し）

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

（共同利用）

第7条 第4条の利用目的の達成のため、本会が取得した個人情報を中目黒小学校と共同利用する。

（管理）

第8条 個人情報は、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

（第三者提供の制限）

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得る



ことが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(苦情の処理)

第10条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本取扱方法は、平成30年6月（総会日翌日の日付）より施行する。

なお、本取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

令和5年 6月27日一部改正